

座間市立座間中学校 学校いじめ防止基本方針HP版

いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という前提のもとに、学校、家庭、地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく必要がある。

本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、また、いじめが心身に及ぼす影響、その重大性を生徒に認識させていくために、いじめの防止等のための対策を行う。

未然防止

- ・全職員での「いじめは決して許されない」という共通理解
- ・生徒と教師の信頼関係の構築
- ・道徳教育、人権教育などを通しての、生命尊重の精神の育成
- ・コミュニケーション能力の育成
- ・いじめの背景にあるストレス要因の把握と対処法の育成
- ・自己有用感や自己肯定感を高め、一人一人が活躍できる集団づくり
- ・地域、家庭に開かれた学校づくりとふれあう場の設定

早期発見

- ・生徒が発する小さな変化やサインを見逃さずいじめの兆候を早期に把握
- ・定期的な面談の実施や、生徒が希望するときには面談ができる教育相談体制の確立
- ・定期的な学校生活アンケート調査の実施

いじめが起って
しまったら・・・

早期対応

- ・事実の有無の確認
- ・「いじめ防止委員会」の開催と指導・支援体制の構築
- ・犯罪行為の場合、他機関との連携
- ・被害生徒の安全確保と、安心した学校生活の保障
- ・加害生徒への毅然とした指導と、その後の支援
- ・同調していた生徒、傍観していた生徒への適切な指導
- ・いじめ解決後の継続的な指導と支援

重大事態への対処

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・自殺を企図した場合
- ・いじめを原因として相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・生徒及び保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

左記のような事態が発生した場合、速やかに教育委員会、警察等の外部機関と連携を図り、迅速に対応する。

ネット上のいじめへの対処

- ・生徒、保護者を対象とした、情報モラル研修会の実施
- ・人権侵害事案に対しての専門機関への依頼

近年多発しているネットを利用した犯罪行為には専門機関と連携し厳正に対処する。

校内いじめ防止対策組織の設置

- ・いじめ問題に早期に、適切に対処するため、学校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・構成員は管理職、総括教諭、生徒指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、SC（心理・福祉関係）、担任とする。
- ・必要に応じて、他の教職員も委員会に参加し、より適切な指導が行えるようにする。